

第8 三重県財政の現状

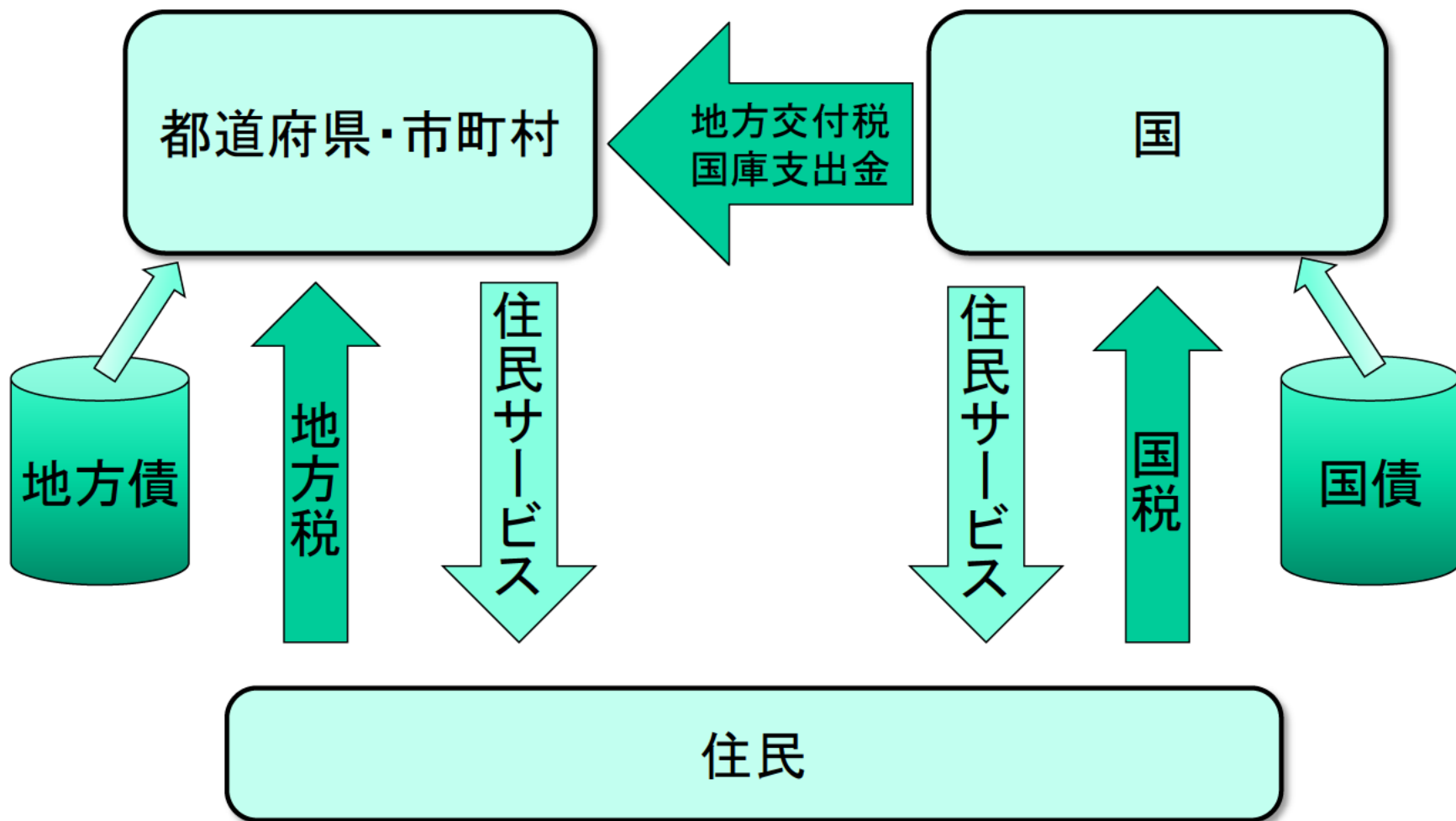
令和元年5月

総務部

ポイント

- 企業業績の好調により県税収入が上向きつつあることなどにより地方一般財源収入は増加。
- 社会保障関係経費が増加を続けていることや、公債費・人件費が高止まりしていることなどにより、義務的な経費が県財政を圧迫。

地方財政の構造



- 住民から国及び地方(都道府県・市町村)に税金が支払われる。
 - ・国民が負担する租税のうち、国税が6割、地方税が4割となっている。



- 国から地方へ財政資金の移転がなされる。
 - ・歳出においては、国と地方の割合は4:6となっており、租税負担の割合と逆転している。その実態に合わせて、地方が供給する住民サービスに必要な財源が、地方交付税や国庫支出金として、国から地方に支出される。

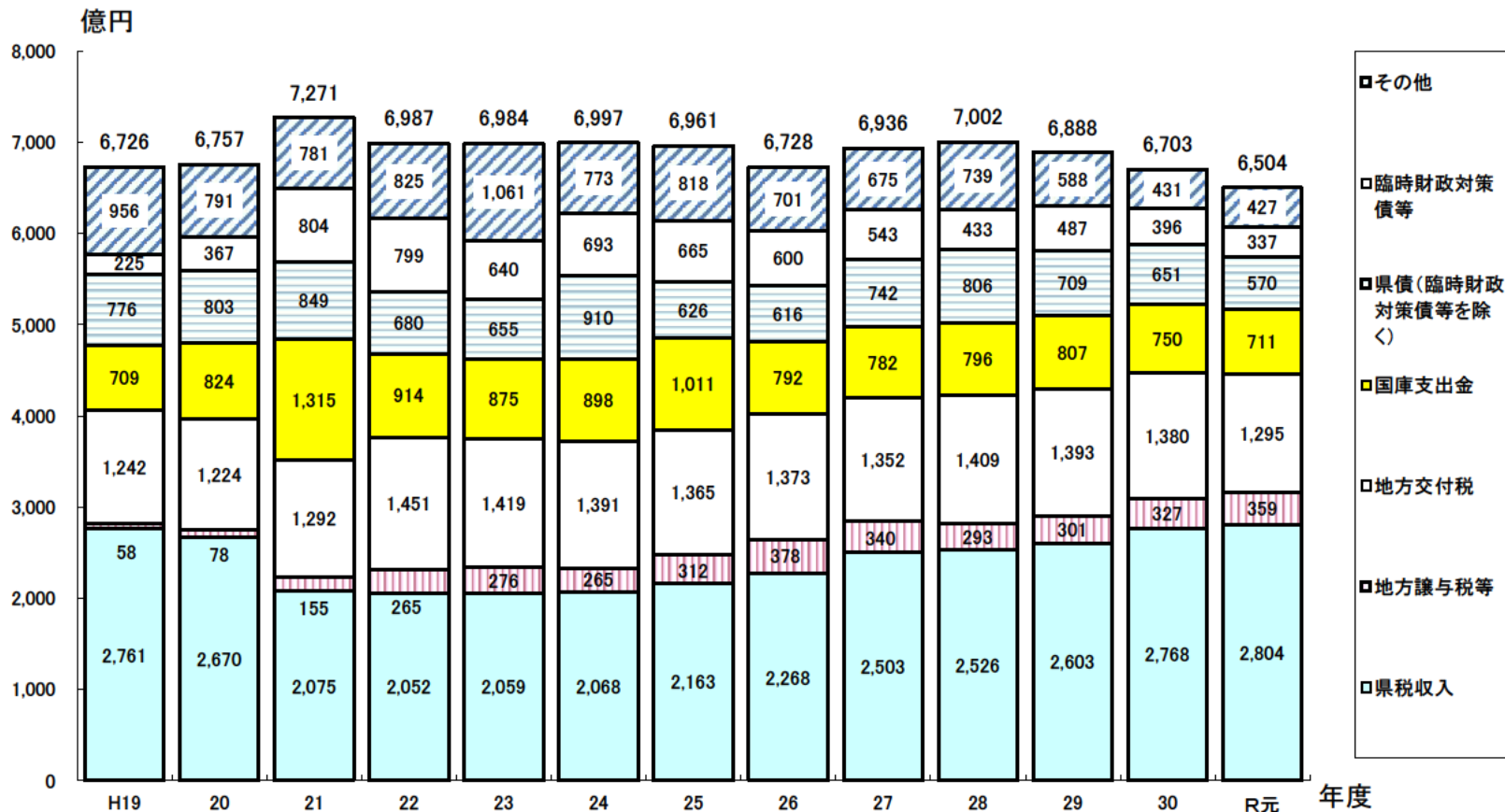


- 地方による住民サービスが供給される。
 - ・地方は、主に衛生、学校教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い住民サービスを供給している。
- 道路、公園、学校などの社会資本を整備する際には、金融機関等からの借入金(地方債)で資金を調達する。
 - ・地方債により行うことができる事業は、原則として、世代間負担の公平の観点から後世代にも効用の及ぶ公共施設の建設事業等に限られる。

I 歳入の状況

(1) 普通会計の歳入の状況

図1 普通会計歳入の推移



(注1) 普通会計決算ベース(ただし、令和元年度は骨格的予算額、平成30年度は最終補正後予算額)

なお、平成30、令和元年度は、予算ベースのため、前年度からの繰り越しは含まれていない。

(注2) 「県税収入」とは、地方消費税清算後の県税収入をいう。

(注3) 「地方譲与税等」とは、「地方譲与税」及び「地方特例交付金」をいう。

(注4) 「臨時財政対策債等」とは、「臨時財政対策債」及び「減収補てん債(特例分)」をいう。

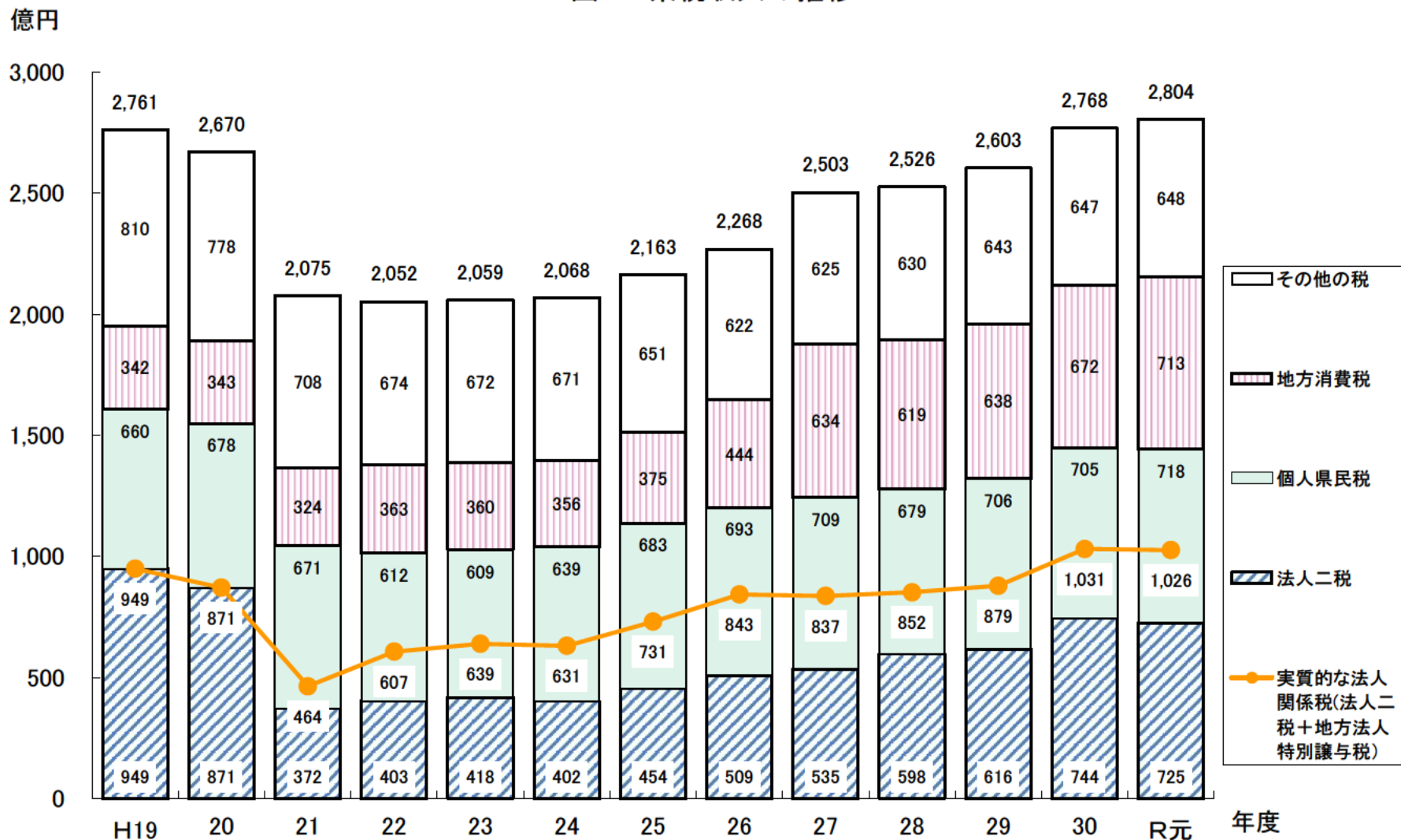
主な歳入項目について

- 県 税 収 入 :平成21年度から、米国発の世界的経済危機による景気の悪化に加え、地方法人特別税が創設されたこともあり、大きく減少。その後、経済の回復や26年4月からの地方消費税の税率引き上げ、同年10月からの法人事業税の一部復元などの影響で増加し、令和元年度は過去最高となる見込み。
- 地方交付税:米国発の世界的経済危機のあと平成21年度以降増加したが、最近は減少傾向。
- 国庫支出金:減少傾向であるが、21年度や25年度は国の補正予算の影響もあり、大きく増加。
- 県債(臨時財政対策債等を除く)
:国の経済対策や災害復旧等への対応があった平成24年度を除き、600億円から800億円程度で推移。
- 臨時財政対策債等
:県税収入の落ち込みに伴い、平成21年度以降、大幅に増加したが、最近は減少傾向。

(注) 普通会計とは、財政比較などのために、全国統一的に用いられる会計のことで、一般会計と特別会計の一部を合わせたもの。三重県では、12の特別会計のうち、8つの特別会計と一般会計とを合わせて普通会計としている。

(2) 県税収入の状況

図 2 県税収入の推移



(注1) 普通会計決算ベース(令和元年度は骨格的予算額、平成30年度は最終補正後予算額)

(注2) 「県税収入」とは、地方消費税清算後の県税収入をいう。

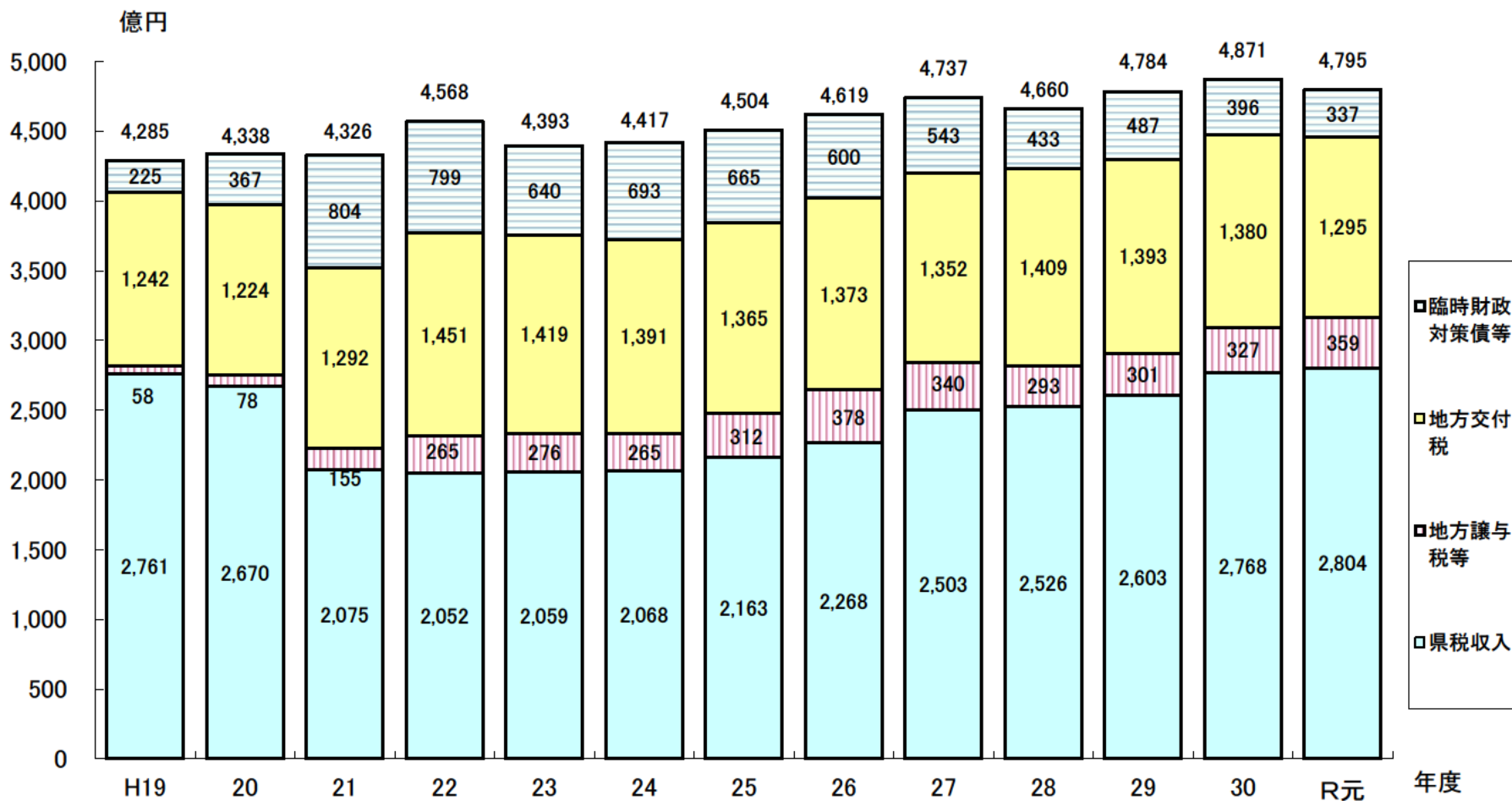
(注3) 実質的な法人関係税とは、「法人二税(法人県民税、法人事業税)」及び「地方法人特別譲与税」をいう。

県税収入について

- 平成21年度から、米国発の世界的経済危機による景気の悪化に加え、地方法人特別税が創設されたこともあり、大幅に減少。
- 最近は、国・地方の経済政策効果や輸出環境の改善により法人業績が好調なことに加え、26年4月からの地方消費税の税率引き上げや同年10月からの法人事業税の一部復元などもあり増加し、令和元年度は過去最高となる見込み。
- 実質的な法人関係税(折れ線グラフ)は、法人業績の好調により、平成30年度および令和元年度は、世界的経済危機前の額を上回り、1,000億円を超える額となる見込み。

(3) 地方一般財源収入の状況

図3 地方一般財源収入の推移



(注1) 普通会計決算ベース(ただし、令和元年度は骨格的予算額、平成30年度は最終補正後予算額)

(注2) 「県税収入」とは、地方消費税清算後の県税収入をいう。

(注3) 「地方譲与税等」とは、「地方譲与税」及び「地方特例交付金」をいう。

(注4) 「臨時財政対策債等」とは、「臨時財政対策債」及び「減収補てん債(特例分)」をいう。

地方一般財源収入について

- 県税収入：平成21年度から、米国発の世界的経済危機による景気の悪化に加え、地方法人特別税が創設されたこともあり、大きく減少。その後、経済の回復や26年4月からの地方消費税の税率引き上げ、同年10月からの法人事業税の一部復元などの影響で増加し、令和元年度は過去最高となる見込み。
- 地方譲与税等
：地方法人特別譲与税の創設により、平成21年度から増加したが、27年度からは法人事業税への復元により減少。最近では、企業業績の回復等に伴い増加傾向。
- 地方交付税＋臨時財政対策債等
：県税収入が減少したことにより、平成21年度以降、大幅に増加。最近では、経済回復に伴い減少傾向。

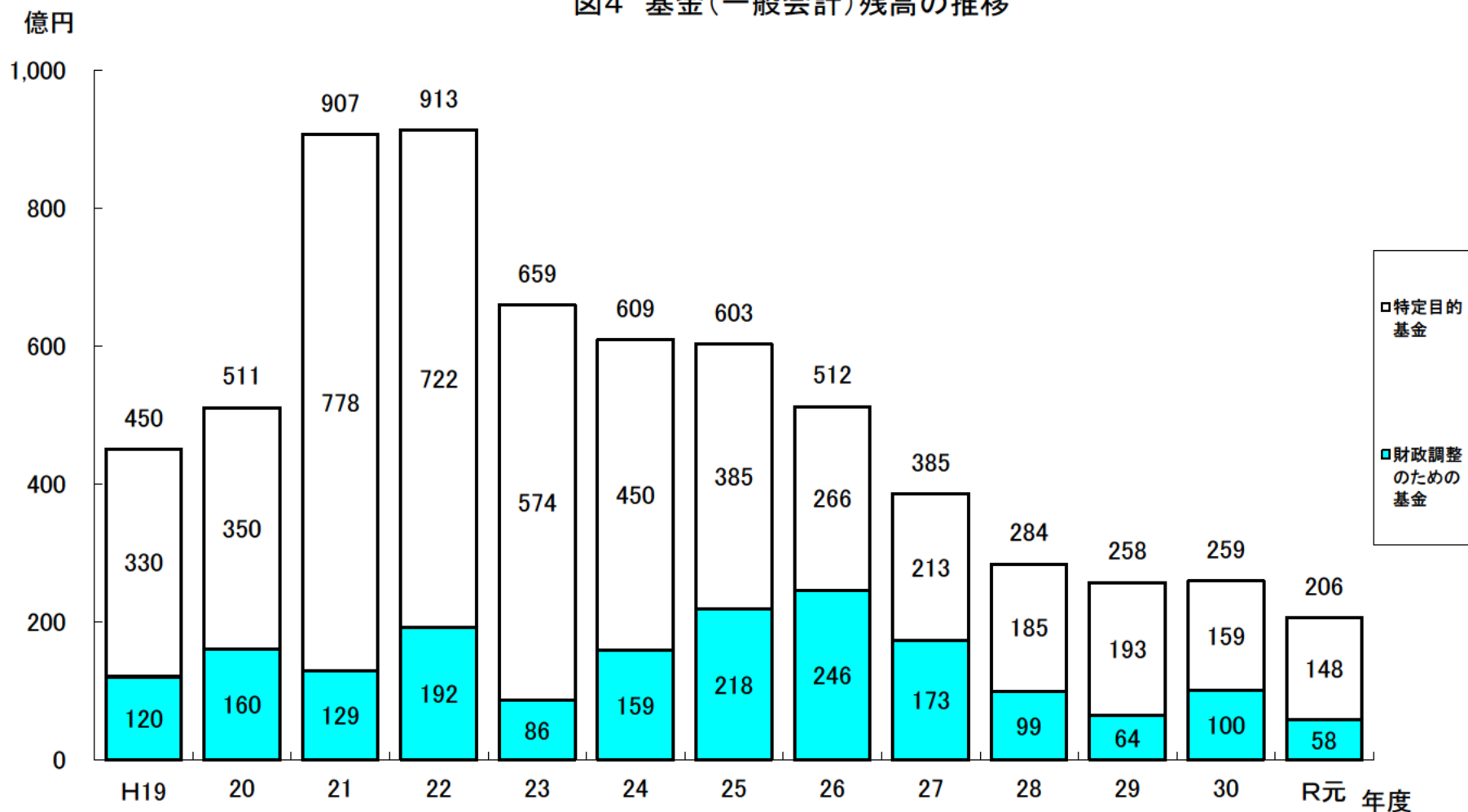


地方一般財源収入の総額は、平成29年度以降、4,800億円程度で推移。

(注)本県における地方消費税率引き上げ(1%→1.7%)の影響額 H25年度⇒R元年度:294億円

(4) 基金残高の状況

図4 基金(一般会計)残高の推移



(注) 令和元年度は骨格的予算後、平成30年度は最終補正予算後の年度末残高見込。

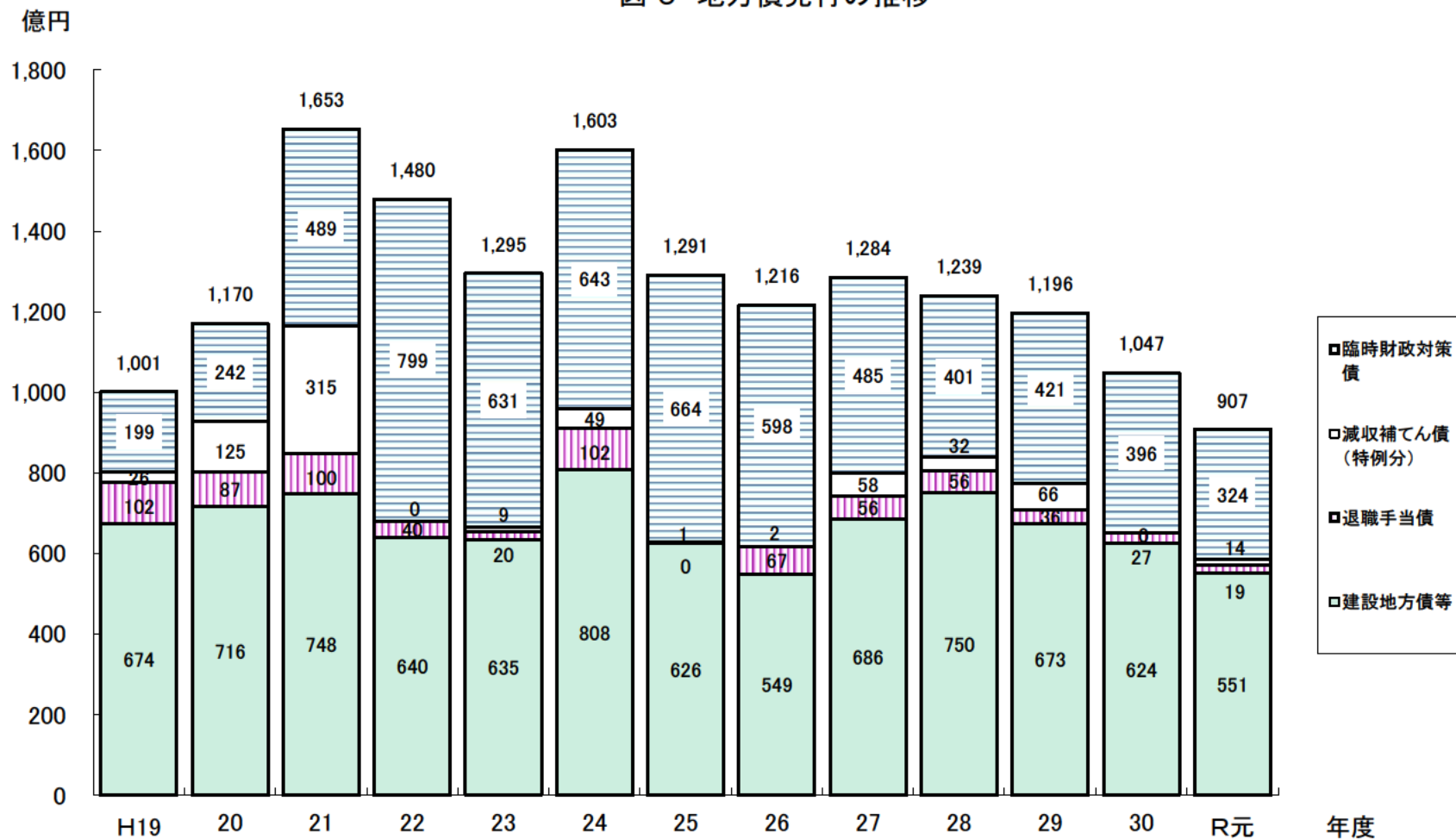
基金残高について

- 財政調整のための基金は、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、大幅な税込減や災害発生等による支出増加等への備えとなるもの。最近は、減少傾向。
- 特定目的基金は、特定の目的(中小企業振興、スポーツ振興など)のために積み立てられる基金で、設置された目的でなければ処分することができず、用途が特定される。
平成21、22年度は、国補正予算に伴う基金の創設等により増加したが、平成23年度以降は、減少傾向。
- 基金残高全体としては、令和元年度末で206億円の見込み。
(平成22年度末残高の23%程度)

(注) 三重県には、現在31の基金(一般会計)があり、うち、30が「特定目的基金」となっている。

(5) 地方債の発行状況

図 5 地方債発行の推移



(注1) 普通会計決算ベース(令和元年度は骨格的予算額、平成30年度は最終補正後予算額)
 なお、平成30、令和元年度は、予算ベースのため、前年度からの繰り越しは含まれていない。
 (注2) 「建設地方債等」とは、「退職手当債、減収補てん債(特例分)及び臨時財政対策債以外の地方債」をいう。

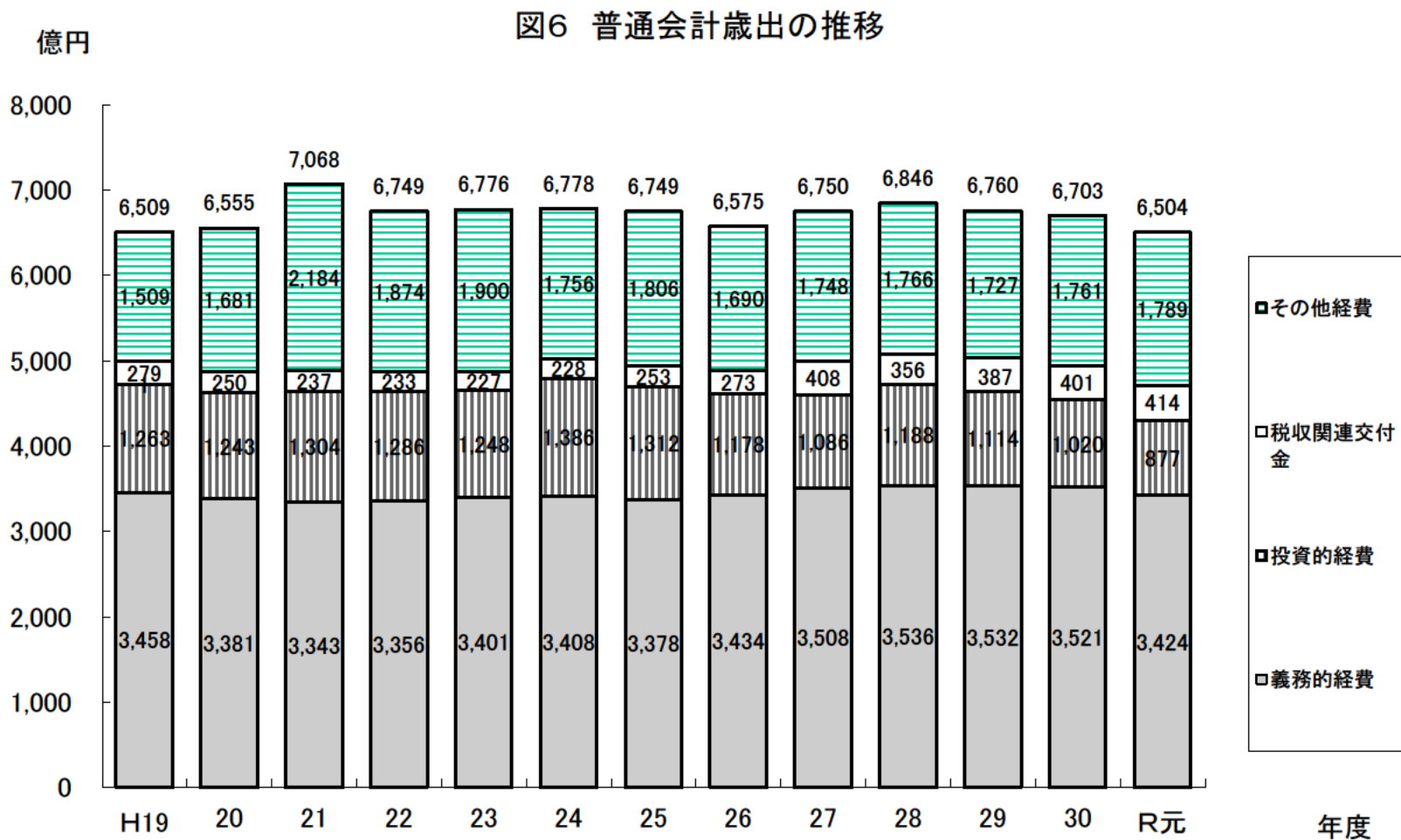
地方債の発行状況について

- 建設地方債等については、年度により増減はあるものの、地方債発行の抑制に配慮した予算編成に努めていることもあり、減少傾向。
- 平成21年度以降、臨時財政対策債や退職手当債といった、いわゆる特例債の発行額が増加した結果、地方債の発行総額が増加。
- 最近では、経済回復による県税収入の増加に伴い臨時財政対策債が減少してきていることなどにより、地方債の発行総額は減少傾向。

(注) 地方債は、地方財政法第5条により、建設事業の財源とする場合に発行できるものとされているが、法律に特段の定めがある場合には、建設事業以外の財源にあてられる地方債が発行される場合がある。

Ⅱ 歳出の状況

(1) 普通会計の歳出の状況



(注1) 普通会計決算ベース(ただし、令和元年度は骨格的予算額、平成30年度は最終補正後予算額)
なお、平成30年度、令和元年度は、予算ベースのため、前年度からの繰り越しは含まれていない。

(注2) 「税金関連交付金」とは、「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式等譲渡所得割交付金」、
「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「自動車取得税交付金」及び「環境性能割交付金」をいう。

歳出項目について

- 義務的経費：歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費のことで、人件費、扶助費、公債費の3つの費目をいう。公債費の増加等に伴い平成27年度に3,500億円を超えたが、29年度以降は徐々に減少。

(注1) 「扶助費」とは、生活保護などの福祉的な支援を行う経費のことをいう。

(注2) 「公債費」とは、県の長期の借金に対する返済金のことをいう。

- 投資的経費：公共事業をはじめとした社会資本整備や公共施設の建設などハード事業を行うための経費のことで、減少傾向で推移。
- 税収関連交付金
：地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税市町交付金の増等により、平成27年度以降、大幅に増加。
- その他経費：扶助費を除く社会保障関係経費が含まれるが、医療・介護等の自然増により社会保障関係経費が増加傾向であることから、それ以外の政策的なソフト事業を行うための経費が減少している。

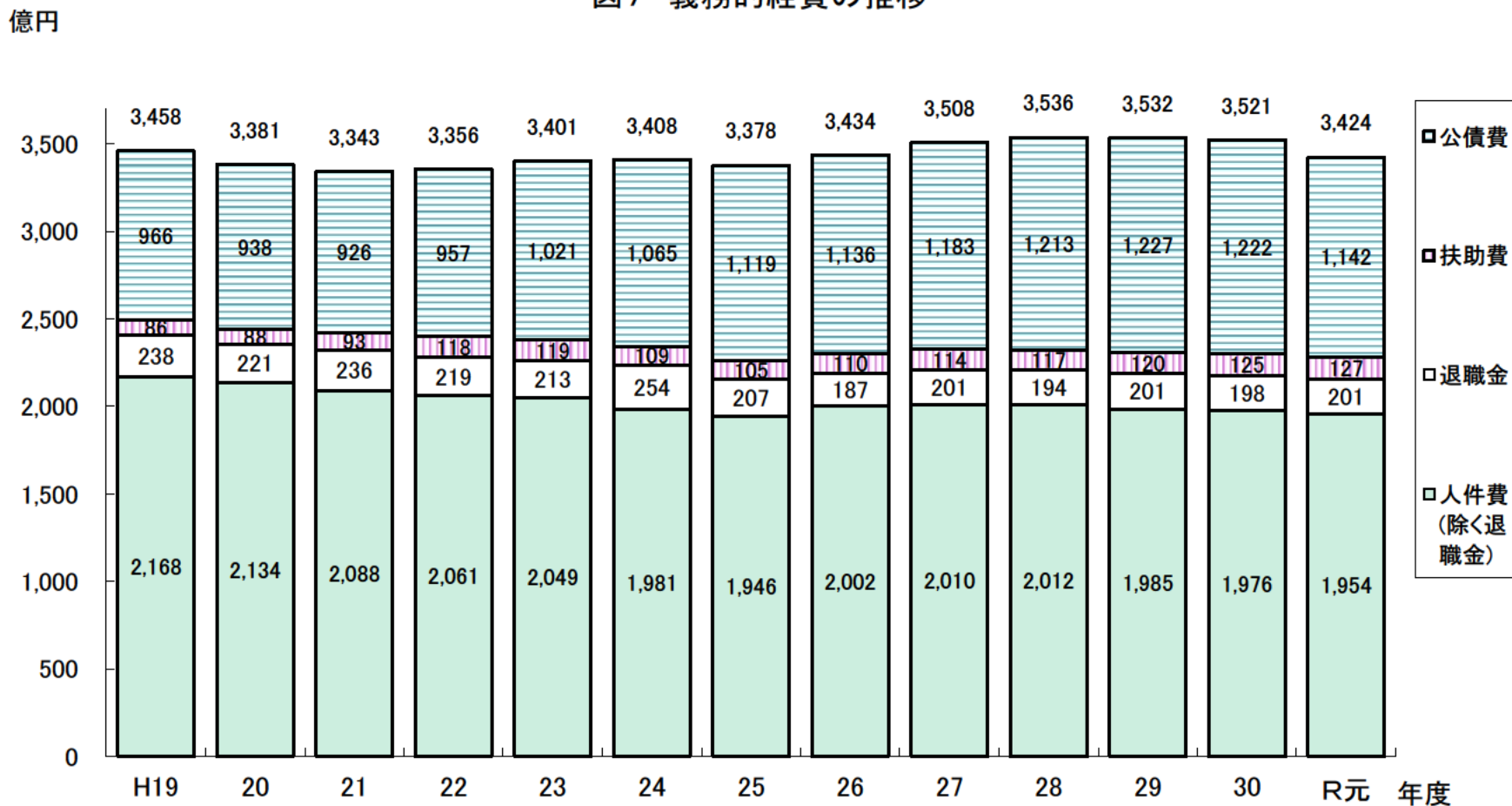
(注3) その他経費に含まれる社会保障関係経費(民生費及び衛生費の「補助費等」をいう。)は増加傾向。

平成26年度 891億円(前年度比+3億円) 平成28年度 947億円(前年度比+36億円)

平成27年度 911億円(前年度比+20億円) 平成29年度 962億円(前年度比+15億円)

(2) 義務的経費の状況

図7 義務的経費の推移

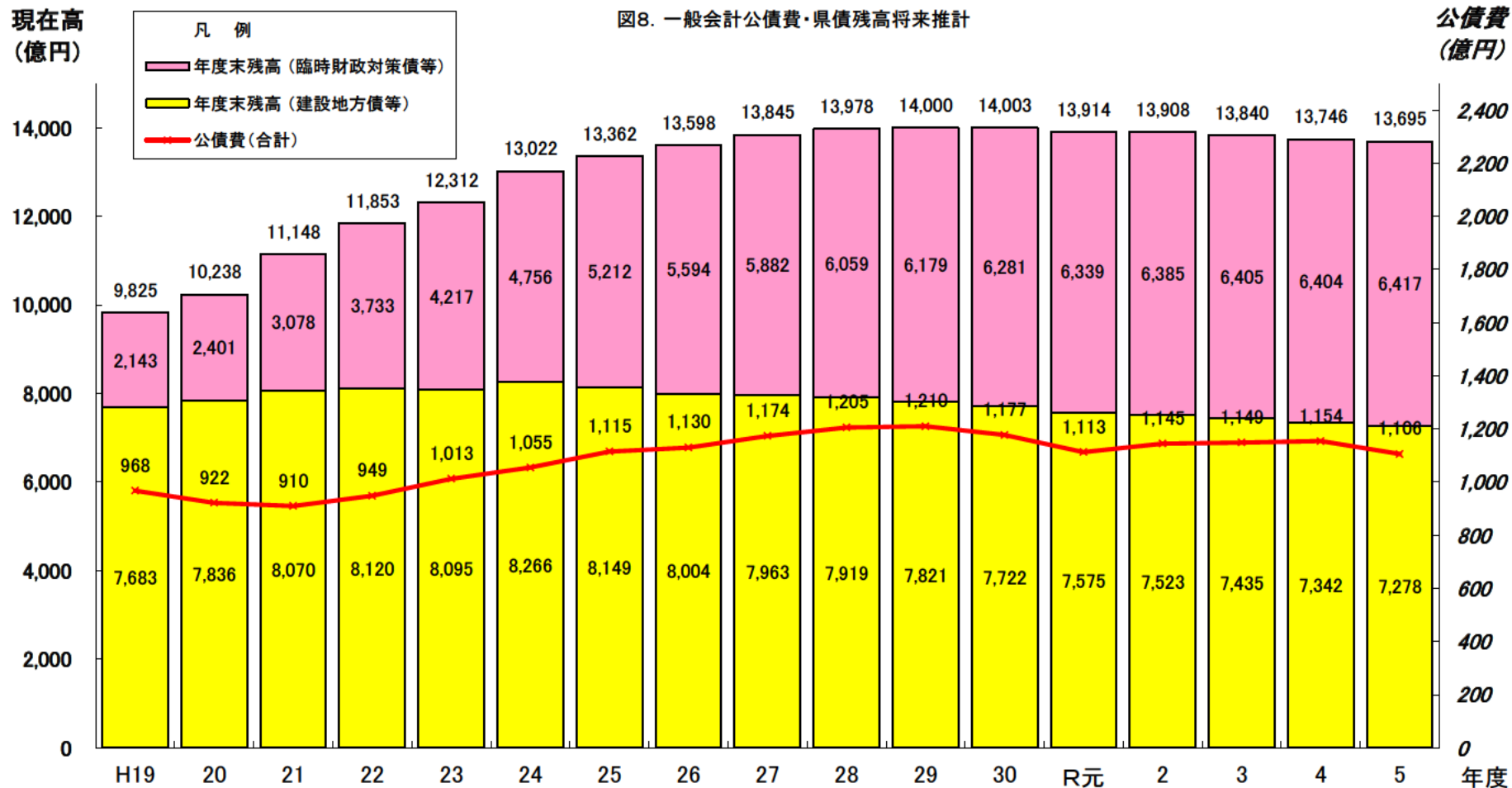


(注) 普通会計決算ベース(令和元年度は骨格的予算額、平成30年度は最終補正後予算額)

義務的経費の状況について

- 義務的経費は、公債費の増加等に伴い平成27年度に3,500億円を超えたが、29年度以降は徐々に減少。
- 退職金を除いた人件費は、定数削減等の総人件費抑制の取組により、減少傾向。
- 一方、退職金は、200億円程度の高い水準で推移。
- 公債費は、平成22年度以降増加してきたが、平成30年度以降は減少見込み。

(3) 公債費・県債残高将来推計



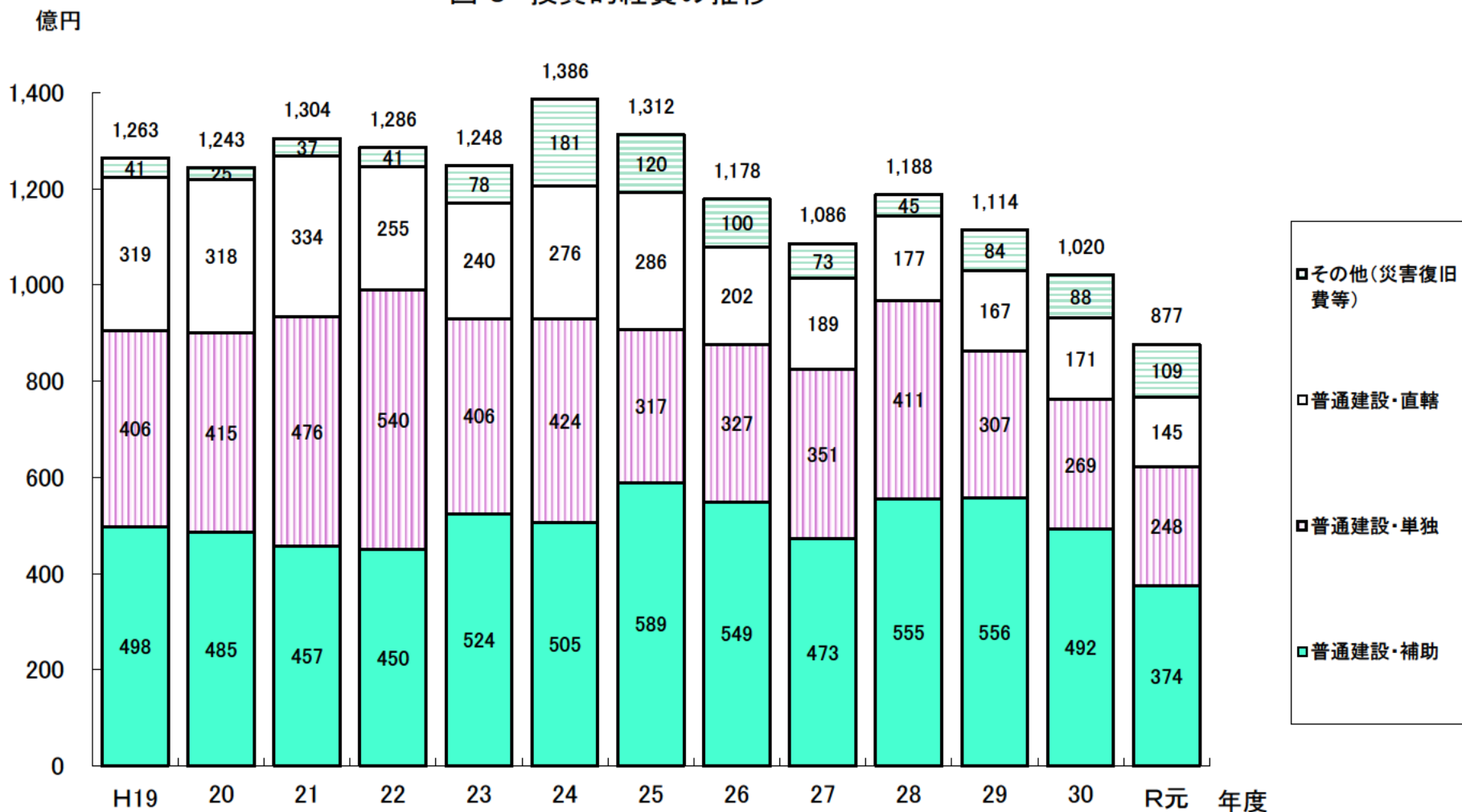
- (注1) 県債発行額は、平成29年度までは決算額、平成30年度は最終補正後予算額、令和元年度は骨格的予算額に年度内補正見込額48億円を加算、令和2年度以降は令和元年度(加算後)と同程度としたもの。
- (注2) 臨時財政対策債等は、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
- (注3) 公債費は、みえ地域コミュニティ応援ファンド及びみえ農商工連携推進ファンドの解体に伴い発生する国の予算等貸付金債の償還金(H29:8億円、H30:32億円、R元:20億円)を除いた数値。
- (注4) 市場公募債の償還に備えた積立のうち、積み立てを見送っている100億円は試算に含まれていないため、別途積み立てる必要がある。

公債費・県債残高の見込みについて

- 建設地方債等については、平成19年度以降、増加傾向であったが、三重県行財政改革取組において県債残高の減少に取り組んだ結果、25年度以降、減少に転じている。
- 臨時財政対策債等については、地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の代わりとして国の基準により決定される臨時財政対策債が増加傾向であることなどにより、その残高は大きく増加している。
- 県債残高全体としては、平成20年度に1兆円を超え、その後も増加してきたが、令和元年度以降は減少傾向となる見込み。
- 公債費(折れ線グラフ)は、臨時財政対策債の増加に伴い、平成28年度には1,200億円台に到達。30年度以降は1,100億円台で推移する見込み。

(4) 投資的経費の状況

図 9 投資的経費の推移



(注) 普通会計決算ベース(令和元年度は骨格的予算額、平成30年度は最終補正後予算額)
 なお、平成30年度、令和元年度は予算ベースのため、前年度からの繰り越しは含まれていない。

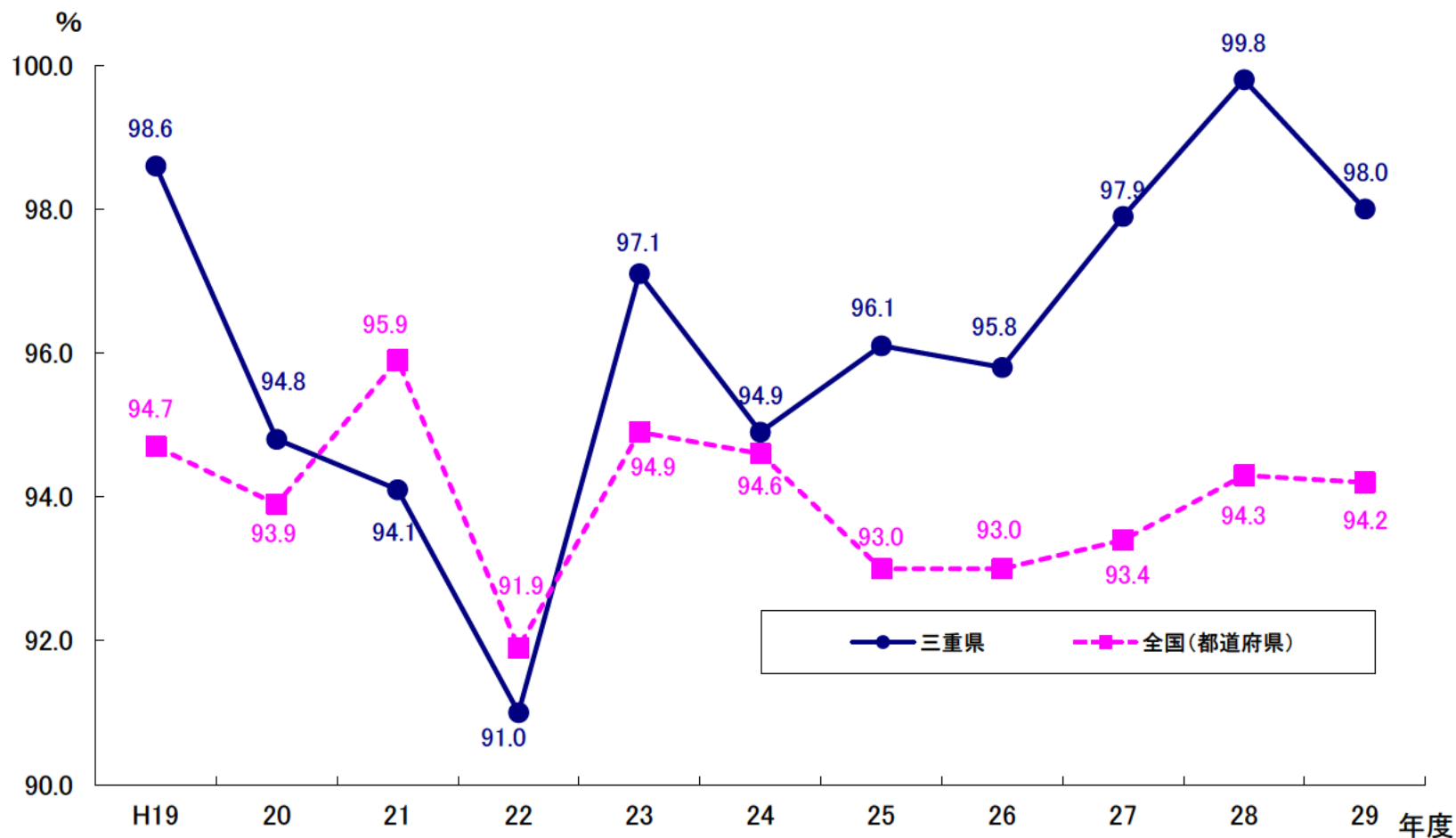
投資的経費の状況について

- 防災・減災対策など真に必要な投資には的確に対応しつつ、投資的経費の抑制に取り組んできた結果、減少傾向で推移。
- 平成24年度及び25年度は、紀伊半島大水害等の復旧対応及び国の経済対策に係る補正予算への対応により増加。
- 最近は、1,000億円から1,100億円台で推移。

Ⅲ 主な財政指標の状況

(1) 経常収支比率の推移

図10 経常収支比率の推移



(注) 普通会計決算ベースで、全国には東京都を含む。

経常収支比率(財政構造の弾力性を判断する指標)

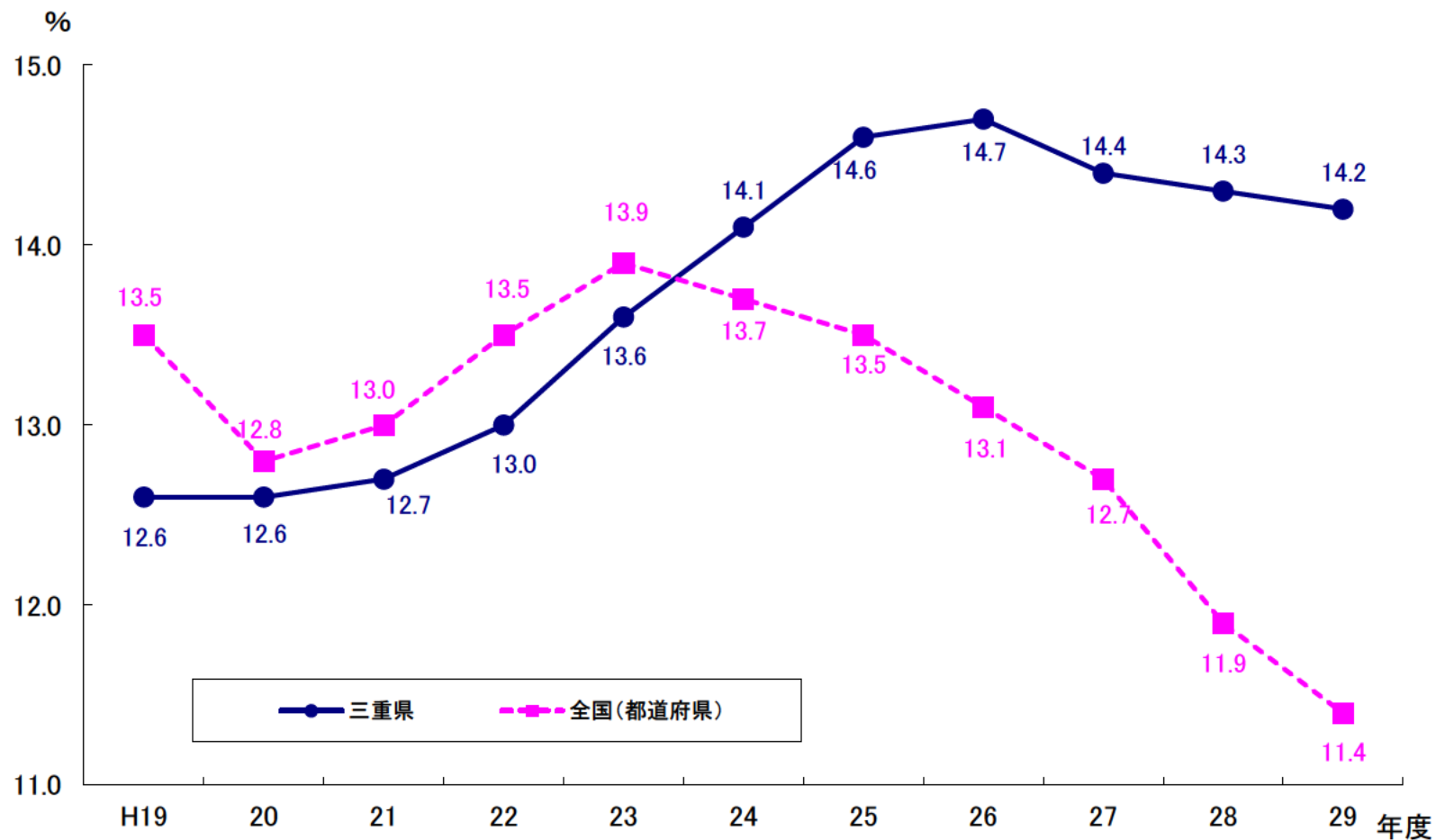
- 県税、普通交付税など、毎年経常的に収入されるもので、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充てられた財源の占める割合のことで、率が高いほど財政の自由度が低いことを示している。
- 式で表すと、

$$\left(\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100 \right) \text{ となる。}$$

- 最近は増加傾向であったが、29年度は前年度比1.8ポイント減の98.0%となっている。
- 三重県は、人件費や公債費が高水準で推移していることなどから、全国(都道府県)を上回り、極めて高い状況となっている。

(2) 実質公債費比率の状況

図11 実質公債費比率の推移



実質公債費比率(公債費負担の大きさを判断する指標)

- 借入金(県債)の返済額(公債費)の大きさを、県税、普通交付税などの一般財源に対する割合で表したもので、率が高いほど公債費負担が大きいことを示している。

- 式で表すと、

$$\frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

となる。

- 平成26年度までは増加傾向であったが、建設地方債等の残高の減少に取り組んできた結果、27年度以降は徐々に減少してきている。
- 全国(都道府県)は、建設地方債等の償還にかかる負担が平成24年度以降、軽減している一方で、三重県では、依然として負担が重くなっている。